

令和元年度新潟県病害虫発生予察情報・特殊報第1号
(ユリにおける IYSV による病害の初確認)

令和元年9月24日
新潟県病害虫防除所

1 病害虫名 IYSV による病害

2 病原名 アイリス黄斑ウイルス

Iris yellow spot virus (IYSV)

3 作物名 ユリ

4 発生経過

(1) 令和元年8月に、新潟県のユリ（施設栽培）において、施設（ハウス）1棟（約300㎡）で葉に褐色の斑紋が認められた（図1）。新潟県農業総合研究所園芸研究センターで罹病葉をRIPA（イムノストリップ）法により検定した結果、アイリス黄斑ウイルス *Iris yellow spot virus* (IYSV) が確認された。

(2) 本ウイルスによるユリの病害は、国内では、平成19年に香川県、平成29年に栃木県で確認されている。

5 本病の特徴

(1) 病徴

葉の病斑は、初めは白いかすり状斑紋で、のちに褐色になる。斑紋の内部は初め緑色、のちに褐色～暗褐色になる（図2・3）。斑紋の外縁は水浸状となる（図3）。

発生部位は中位葉～上位葉に多く、ひどくなると落葉する。また病徴が進むと、葉枯病と酷似するため、病徴だけでの判別は困難である（図3）。

(2) 伝染経路

本ウイルスは、ネギアザミウマによって媒介される。幼虫の時にのみ本ウイルスを獲得し、保毒幼虫が成虫になるとウイルスを媒介する。媒介虫は一度保毒すると死亡するまで伝搬能力を保持する（永続伝搬）が、経卵伝染はしない。他のアザミウマ類による伝搬は確認されておらず、土壌伝染及び種子伝染も報告されていない。

(3) 宿主植物

テッポウユリ、トルコギキョウ等の花き類での感染が確認されている。また野菜では、ねぎ、たまねぎ、にらでの感染が国内で報告されている。

また、本県ではねぎへの感染（ネギえそ条斑病）が確認され、平成25年度に特殊報を公表している。

6 防除対策

- (1) ほ場内外の雑草や不必要な花き類等は、本ウイルスの感染源やアザミウマ類の増殖源となるので、速やかに除去し適切に処分する。
- (2) アザミウマ類の侵入防止対策として、施設の開口部に0.8mm目合い以下の防虫ネットの設置が有効である。
- (3) アザミウマ類の発生を確認した場合は直ちに薬剤防除を行う。薬剤防除の際は、その登録内容（使用時期、希釈倍数、使用回数等）を遵守する。
- (4) 発病が見られる株は二次伝染源となるため、発見次第ほ場外に持ち出し、土中深く埋める等、適切に処分する。なお、施設栽培終了後は蒸し込み等を行い、アザミウマ類を死滅させ外部への分散を防ぐ。



図1 ほ場での発病状況



図2 初期の病状



図3 褐色斑紋